

## 法律科目試験問題（行政法） 配点 50 点

次の【事例】を読んで、【設問】に答えなさい。

### 【事例】

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）は、いわゆるラブホテルのうち一定の構造・設備等の要件を充たすものを、同法にいう「店舗型性風俗特殊営業」として規制対象とするとともに、店舗型性風俗特殊営業を営むことが禁止される地域を都道府県の条例で定めることを認めている。風営法の委任に基づいてA県が制定した「A県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例」は、風営法上の店舗型性風俗特殊営業に該当するラブホテルの営業を、A県内の都市計画法上の商業地域以外のすべての地域において禁止している。

A県B市においては、風営法上の店舗型性風俗特殊営業の要件に該当せず、風営法の規制対象にはならないラブホテルが、風営法上の店舗型性風俗特殊営業を営むことが禁止された住宅地等で営業を開始し、生活環境を悪化させるケースが生じている。そこで、B市は、自主条例としてB市ラブホテル等建築規制条例（以下「本件条例」という。）を制定し、このようなラブホテルを規制することにした。

本件条例によれば、B市内でホテルを建築しようとする者は、市長に同意を申請して同意を得なければならないが、市長は、申請にかかるホテルが、本件条例が定義する「ラブホテル」に該当すると認めるときは、同意しないものとされている。市長の同意を得ることなくホテルを建築しようとする者に対しては、市長は、本件条例に基づいて建築の中止を命じるものとされている。

Xは、B市内で、新しいホテル（以下「本件ホテル」という。）を営業するため、本件条例に従い、B市長に同意を申請した。本件ホテルは、風営法上の店舗型性風俗特殊営業の要件に該当せず、また、建築基準法および旅館業法との関係でも、適法に建築し営業することができるものであったが、B市長は、本件ホテルが本件条例にいうラブホテルに該当するとして、同意を拒否した。Xは、本件条例は、ホテルの建築・営業を国の法令よりも厳しく規制するものであって、条例制定権の限界を越え、違法・無効であると考えている。そこで、Xは、B市長の同意を得ないまま、建築基準法による建築確認を受けて、本件ホテルの建築を開始した。これに対し、B市長は、本件条例に基づいて建築の中止を命じたが（以下、この命令を「本件命令」という。）、Xは本件命令を無視して建築を継続している。

### 【設問】

本件条例が適法であると仮定して、以下の（ア）および（イ）に解答しなさい。

（ア）B市が、本件命令によって課された義務の履行を確保するため、行政上の代執行を適法に実施することができるか否かについて、述べなさい。

（イ）B市が、本件命令によって課された義務の履行を確保するため、裁判所に、工事続行禁止を求める訴えを適法に提起することができるか否かについて、述べなさい。